

平成30年第5回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成30年5月11日（金）午前 9時30分

・閉会日時 平成30年5月11日（金）午前 10時00分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 10名

1番 井川 輝征

2番 尾上 春樹

3番 宮本 和市

4番 藤井 雅史

5番 谷口 孝一

6番 塚本 壽

7番 草野 義雄

8番 田口 昭広

10番 阪口 修一

11番 片山 幸弘

・欠席農業委員 1名

9番 寺本眞理子

・出席農地利用最適化推進委員 12名

2番 牧 正徳

3番 中川 光春

4番 矢野 解光

5番 田口 宗一

6番 下崎 省一

7番 宮島 正文

9番 道園 浩二

10番 小崎 良一

12番 一川 清

13番 野田 和夫

14番 洲上 米作

15番 山田 和治

・欠席農地利用最適化推進委員 3名

1番 本郷 昭博

8番 坂口 恵美子

11番 木川 保

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局 長 福田 貴司

事務局次長 平田 秀臣

係 長 川田 康幸

参 事 白菊 大志

・議事

日程第1 報告第 9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第21号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 －会長挨拶省略－ 只今から平成30年第5回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 9番の寺本真理子委員、1番の本郷昭博推進委員、8番の坂口恵美子推進委員、11番の木川保推進委員から欠席の報告があっております。 これより本日の会議を開きます。お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は1番「井川輝征」委員、2番「尾上春樹」委員に指名します。それでは議事に入ります。 報告第9号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
福田局長	はい。
片山会長	福田局長。
福田局長	おはようございます。本日の報告及び議案につきましては、川田係長から着座のまま説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
川田係長	議案書の1ページをお願いします。 報告第9号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」説明します。農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 賃借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び中間管理事業については記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 2番、配分された土地の詳細及び中間管理事業については記載のとおりです。4名の方が賃貸人になります。耕作する作目は水稻・野菜で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第9号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第9号についてはこれで終わります。 次に議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田係長	議案書の２ページをお願いします。 議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」。農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、高齢で耕作管理が困難なため、後継者に贈与する。譲受人事由ですが、贈与を受け、引き続き耕作管理する。となっています。総会資料の１ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。上側の図は山下、竹ノ内、下側の図は樋ノ口迫になります。申請地は主に果樹を作付けしてありました。調査書の１ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は高齢で耕作管理が困難なため、後継者に贈与するということです。判断の理由ですが、記載のとおり不許可の要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 ２番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、県外に移住しており、耕作管理できないため、無償譲渡する。譲受人事由ですが、以前より管理していたので、譲り受け、引き続き耕作管理する。となっています。総会資料の２ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は譲受人自宅の隣接地になります。譲受人自宅の南側農地は野菜が作付けされており、自宅の前の農地は駐車場として利用されていましたが、今後は畑として利用するということでした。調査書の２ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は県外に移住しているため、現在の管理者に無償譲渡するということです。判断の理由ですが、記載のとおり不許可の要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件は私が担当地区なので私が説明いたします。 この案件は親子関係でございます。町内の農地でありまして、他の多くの農地は鹿児島県に出作をされております。この件につきましては問題ありません。 ２番の案件を「８番の田口昭広」委員にお願いします。
田口昭広 委員	事務局と矢野推進委員と確認に行ってまいりました。事務局から説明があったとおりですが、一か所は畑を耕作してあり、家の下の方は今後耕作するということでした。許可相当であると思いますので、どうか了解の程よろしく願いいたします。

片山会長	担当地区の「矢野」推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野 推進委員	田口委員の説明のとおり、一か所は畑を耕してあり、もう一か所は駐車場のよう な感じでしたけれども、今後栽培できるような状態にしますという約束のもときま したので、是非許可をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 19 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題 とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」。農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるも のです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記 載のとおりです。転用目的は駐車場です。総会資料の 3 ページをお願いします。上 側に申請地の位置図を載せています。申請地は JA 湯浦給油所から水俣方面へ約 300 m くらい行ったところで、申請者事業所から国道 3 号線を挟んで向かい側になりま す。下側に配置図・排水計画図を載せています。職員駐車場及び重機等の保管場所 ということで事業総面積は 2,448 m²です。このうち転用面積は上の位置図で黒く塗 ってある部分で 1,747 m²です。4 ページをお願いします。農地の広がりを見せてい ます。10 h a 以上の規模の一団の農用地区域内の農地でないことから申請地は第 2 種農地（その他の農地）に該当します。調査書の 3 ページをお願いします。契約の 種類は売買になります。立地基準ですが、農地区分は第 2 種農地（その他の農地） に該当します。申請理由及び代替の可能性ですが「転用者は重機車両等の修理・販 売を行う事業者であり、重機等の駐車スペースが不足しているため、事業所近くに 駐車場及び重機の保管場所を整備する計画です。譲渡人から宅地及び農地を買い受

	け転用する案件です。」代替性についても、記載のとおり検討されております。一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり資金計画、事業計画から転用行為が確実に見込めること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 5番の谷口委員をお願いします。
谷口委員	事務局と坂口推進委員と現地を確認しました。ここは団地の入り口になりました、整備された農地ではありませんでしたし、譲渡人は県外の方で、そこに住まわれていた方も亡くなり、自宅も空き家で町の空き家対策の対象になっているような場所でした。農地を転用されるのはいいのですが、この申請地だけではなく、全体を整備するという計画ということでしたので、農業委員会の立場としては問題無いと判断いたしました。ただ、この近くに住宅がありまして、3号線よりも一段低くなっており、埋め立てでトラブルにならないようにしてくださいと立会に来られた代理人の方に話しました。ここは農地としての使い勝手よりも、そういう風に使った方が良くはないかと判断いたしました。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第20号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 それでは、お諮りします。 議案第20号についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、議案第20号については、原案のとおり決定しました。 次に議案第21号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の4ページをお願いします。 議案第21号「農用地利用集積計画の審議について」。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のと

おりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の2年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の1年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の1年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

6番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の2年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

7番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の3年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

8番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の3年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

9番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は再設定の3年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

10番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

11番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜、水稲で設定期間は再設定の5年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

使用貸借権の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は新規設定の5年間です。

2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は新規設定の5年間です。

3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は新規設定の5年間です。

4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲、そばで設定期間は新規設定の5年間です。

5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。

6番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作す

	る作目は水稻で設定期間は再設定の3年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第21号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部1番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、4番については原案のとおり決定しました。 5番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、5番については原案のとおり決定しました。 6番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、6番については原案のとおり決定しました。 7番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、7番については原案のとおり決定しました。 8番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」あり－ 異議なしということですので、8番については原案のとおり決定しました。 9番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、9番については原案のとおり決定しました。

	10番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、10番については原案のとおり決定しました。 11番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、11番については原案のとおり決定しました。 次に使用貸借権設定の1番についてご異議ありませんか。 山田推進委員。
山田 推進委員	1番の新規設定の5年間で終期が2年間になっていますが。
川田係長	すみません。資料が間違っております。正しくは始期が平成30年5月1日～平成35年4月30日になります。
片山会長	議案の訂正をお願いします。 よろしいでしょうか。 －「はい」－ 次に使用貸借権設定の1番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。 2番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、2番については原案のとおり決定しました。 3番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、3番については原案のとおり決定しました。 4番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、4番については原案のとおり決定しました。 5番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、5番については原案のとおり決定しました。 6番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、6番については原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

会 長

委 員

委 員
